

清瀬市まちづくり基本条例に 基づく条例運営審議

今後の審議作業について

審議作業の流れ(案)

調査
(9月6日に調査票配布)

分析

評価(案)

まちづくり委員会内審議

●市長への報告
●まちづくりフォーラム

スケジュール

2022年9月26日

2022年10月26日

2022年11月25日

2022年12月

あるいは
----->

2022年11月

あるいは
----->

2022年12月

あるいは
----->

中間報告
最終は来年度へ

分析の方法(案)

- 調査結果をもとに
- 問1及び問2の数値化可能な項目は機械的に集計、分析。
- 例えば
 公募委員の割合、女性委員の割合など→グラフ化し、分かりやすく。
- 記述式回答は、設問ごとに1表にまとめる。(1委員会1欄)
→見やすくし、評価作業に繋げる。
- 問3(まちづくりに関する市民参加事業)及び問4(市民団体等への支援状況)の結果は、一覧表にとりまとめる。

問1: 委員構成、公開・公表方法等

問2: 市民参画の方法、意見への対応方法、市民参画効果等

評価の方法(案)

- 評価基準を明確にして、評価する。
- 例えば、
 - 附属機関の会議は公開が原則(まちづくり基本条例第10条)
 - 男女同数が原則(同上) 等
- 基準が不明な場合は(運営)委員会内で議論・提案。
- 記述式回答の評価方法は、未定。(回答を見てから考える?)
- 可能であれば、必要な改善策も提案したいが(来年度?)。

まちづくり委員会内審議

- 委員会内審議は
 - 分析結果
 - 評価結果を一括で審議。

「市民提案：清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）の策定過程についての『まちづくり基本条例』にもとづいて検証」の取り扱い

- 市民提案として2022年6月13日付で受け付けられた。
- 公共施設再編計画（地域レベル編）について、一旦立ち止まり、改めて①更なる地域市民に情報提供・説明、②計画への住民意見の反映（特に小中一貫校案関し）を、まちづくり委員会から市長提言して欲しい、との趣旨。
- 提案者は、まちづくり基本条例の適切な運営の観点から審議、市長への提言を望んでおり、市民提案の採用可否審査と条例運営審議にまたがる作業になると思われる。
- 条例運営審議に係る作業は、公共施設再編計画のワークショップやパブリックコメントなどの結果・対応を精査して、まちづくり基本条例の適切な運営の観点から評価する作業になると思われる。
- 作業をどのように進めるか、委員会の方針が必要。